

九戸村再生可能エネルギー導入計画策定業務委託に係る
プロポーザル募集要領

1 目的

- (1) 九戸村では、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すため、本村の地域特性を踏まえた温室効果ガス排出量の削減と省エネ化・再エネ導入によるエネルギー自給率100%以上を目指すための計画を策定する。
- (2) このため、公益財団法人日本環境協会公募の「二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金」を活用し、調査及び計画策定業務を公募型プロポーザル方式により事業者から提案を募ることとする。

2 業務の概要

- (1) 業務の名称
九戸村再生可能エネルギー導入計画策定業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務の内容
別紙「九戸村再生可能エネルギー導入計画策定業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日の日から令和4年1月28日（金）まで
- (4) 事業費上限額
金9,999,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 委託予定者の選定

- (1) 本業務の委託予定者の選定は、事業の実績、目的及び内容に最も適した者を選定するために、公募型プロポーザル方式によって行う。
- (2) 提案事業者が複数の場合、別途開催する審査委員会により選定する。審査及び選定基準は下記のとおりとする。

企業評価	事業実績	10点
企画提案書 評価	①基礎データ収集方法について	15点
	②エネルギー消費実態調査について	15点
	③住民・事業者意識調査方法について	15点
	④九戸村における再生可能エネルギー導入シナリオについて	15点
	⑤木質バイオマスエネルギーに特化した導入シナリオについて	15点
	⑥計画策定方法について	15点

4 提案募集事スケジュール

- (1) 公告日
令和3年8月6日（金）
- (2) 質問の受付
令和3年8月20日（金）17時まで
- (3) 質問の回答

令和3年8月25日(水)

- (4) 企画提案書等提出期限
令和3年8月27日(金)17時まで
- (5) 審査委員会開催
令和3年8月下旬予定
- (6) 選考結果公表及び通知
令和3年9月上旬予定

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 企画提案書類等提出期限日以降において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 過去に同様の調査及び計画策定の実績を有すること。
- (5) 技術士建設部門（建設一都市及び地方計画）の有資格者を管理技術者として配置できる体制にあること。

6 質問の受付及び回答

提出書類等の質問については、その旨を記載した質問書（任意様式）により、電子メールで提出のこと。

この場合、「九戸村再生可能エネルギー導入計画策定業務に係る質問」とすること。
なお、電話及び口頭による質問には対応しない。

- (1) 質問の提出先
九戸村 I J U戦略室 担当：関口 宛
メールアドレス：m-sekiguchi@vill.kunohe.iwate.jp
- (2) 質問の受付
令和3年8月20日(金)17時までに質問書（任意様式）を送信のこと。
- (3) 質問に対する回答
令和3年8月25日(水)17時頃までに、質問の提出があった者に対し、電子メールで回答する。

7 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
公募型プロポーザルへの参加希望者は、次に定める書類に必要事項を記載のうえ提出のこと。

ア 企画提案書（様式第1号）

※記載留意事項

- ① 企画提案書下部に通しページ番号を振ること。
- ② 記載内容は簡潔明瞭とし、専門用語、略語等は、注釈すること。
- ③ 頁数は冗長とならないこと。

イ 事業費用見積書（様式任意）

ウ 確約書（様式第2号）

エ 会社の概要がわかる資料等

オ 関連事業の受託実績調書（様式任意）

カ 業務実施及び連絡体制表（任意様式）

本業務を実施するに当たり、管理技術者及び主任担当者を必ず明記し、本業務に携わる全ての者の過去5年間の関連業務実績及び保有資格等を記載のこと。

(2) 提出期限等

ア 提出期間

令和3年8月27日（金）17時まで必着のこと。

イ 提出部数

正本1部 副本3部

ウ 提出場所

九戸村 I J U戦略室（九戸村役場3階）

エ 提出方法

郵送とすること（新型コロナ防止の観点から書類持参には対応しない。）

【宛先】 〒028-6502

岩手県九戸郡九戸村伊保内10-11-6

九戸村 I J U戦略室 担当：関口 宛

【メール】 m-sekiguchi@vill.kunohe.iwate.jp

オ その他

- ① 提出された企画提案書等は返却しない。なお、提出された書類は、この提案以外の目的では使用しない。
- ② 企画提案書等の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。
- ③ 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。
 - ・ 提出期限を過ぎて提出された場合
 - ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ・ 審査の公平性を害する行為があった場合
 - ・ 見積金額が事業費上限額を超えている場合

8 審査について

(1) 書類審査とする。

(2) 審査の結果は、提案のあった全ての事業者へ通知する。

(3) 審査の結果、最も評価の高かった者を選考するものの、事業者の都合等により、委託契約を締結できない場合は、次に評価の高い事業者を選考する。

9 その他

- (1) 企画提案書等の作成、応募、本プロポーザルに要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 企画提案書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を届け出ること。